

ゆうざんぼせんしひ
「遊山慕仙詩碑」の川崎市重要郷土資料指定に係る諮問について

1 諮問内容

「遊山慕仙詩碑」は、弘法大師空海が作詩した「遊山慕仙詩」を江戸時代後期の書家である寺本海若^{てらもとかいじゃく}が三筆の一人と称えられる空海の書法で揮毫し、天保5（1834）年の弘法大師一千年遠忌に際して、川崎大師平間寺に奉納した石碑である。

申請人宗教法人平間寺代表役員藤田隆乗から平成31年4月4日付けで指定申請書が提出されたため、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、「遊山慕仙詩碑」を川崎市重要郷土資料として指定することについて、川崎市文化財審議会に諮問する。

2 市重要郷土資料 指定候補

名称	遊山慕仙詩碑	1基
所在地	川崎市川崎区大師町4番48号	
所有者	宗教法人 平間寺	代表役員 藤田隆乗
指定区分	川崎市重要郷土資料	
年代	天保4（1833）年	
法量	高さ	199.1cm
	最大幅	117.2cm
	最大厚	35.0cm

(案)

川教文第 号

年 月 日

川崎市文化財審議会

会長 様

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市重要郷土資料の指定について（諮問）

このことについて、別添のとおり宗教法人平間寺代表役員藤田隆乗から指定申請書が提出されましたので、川崎市文化財保護条例第3条第2項の規定により、次の文化財の指定について、川崎市文化財審議会に諮問いたします。

川崎市重要郷土資料 指定候補

名 称	員 数	年 代	所有者	所 在 地
遊山慕仙詩碑	1基	天保4年 (1833年)	宗教法人 平間寺 代表役員 藤田隆乗	川崎区大師町4番48号

〔添付書類〕

指定申請書（写）

遊山慕仙詩碑 指定調書

※添付書類につきましては、議案資料3ページから17ページまでに掲載しています。